



国への要望活動を行いました！
(循環型社会形成推進交付金に係る環境省への要望活動)

- 日 時：令和8年1月20日（火曜日）16時から
○場 所：環境省 省議室（中央合同庁舎5号館24階）

令和8年1月20日（火曜日）に環境省を訪問し、まほろば環境衛生組合正副管理者（管理者：安堵町長、副管理者：広陵町長及び河合町長）は、山辺・県北西部広域環境衛生組合理事として、山辺・県北西部広域環境衛生組合正副管理者（管理者：天理市長、副管理者：大和高田市長）及び山辺・県北西部広域環境衛生組合理事（三郷町長）とともに、角倉一郎環境再生・資源循環局長に要望書を提出いたしました。

1 日時 令和8年1月20日（火曜日）16時から16時30分まで

2 場所 環境省 省議室（中央合同庁舎5号館24階）

3 まほろば環境衛生組合（関係町：安堵町、広陵町、河合町）としての要望内容

- ・まほろば環境衛生組合の構成町である広陵町及び河合町のごみ処理施設解体についても循環型社会形成推進交付金の交付対象としてお願いしたい。
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずることについては、個別の事情配慮をお願いしたい。
- ・新たなマテリアルリサイクルに資する廃棄物運搬中継施設の整備についても循環型社会形成推進交付金の交付対象としてお願いしたい。

4 角倉一郎環境再生・資源循環局長の発言概要

- ・総務省において、ごみ処理施設の集約化に伴う旧施設の除却（解体）についても、地方財政措置としての公共施設等適正管理推進事業債の対象となったことから、活用してもらいたいと述べられました。
- ・プラ新法に基づく必要な措置を講ずることについては、個別事情の配慮は難しいが、事務的な相談を継続してもらいたいと述べられました。
- ・新たなマテリアルリサイクルに資する廃棄物運搬中継施設の整備については、循環型社会形成推進交付金の交付要件を確認してもらいたいと述べられました。



[この件に関する報道機関からのお問い合わせ先]

〒639-1065

奈良県生駒郡安堵町大字笠目326番地1

まほろば環境衛生組合事務局総務課

TEL / FAX：0743-84-6170

E-mail：mahorobakankyo2020@cap.ocn.ne.jp